

記入例

重症患者認定申告書

申告日：

令和8年 6月 〇日

ふりがな	ふくい いちろう	生年月日	平成25年 1月 1日生(満 13歳)
氏名	福井 一郎		

 ①高額かつ長期

高額治療継続者の認定の申請を行う日が属する月以前の12月以内に当該支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（支給認定を受けた月以後のものに限る。）につき、医療費総額（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額）が5万円を超えた月数が6回以上ある者をいう。

添付書類 ① 自己負担上限月額管理表 2. その他（ ）

 ②重症度

小児慢性特定疾病重症患者認定基準の基準①若しくは基準②に該当する者をいう。

添付書類 ① 小児慢性特定疾病医療意見書 2. 障害年金証明書の写
3. 身体障害者手帳の写 4. その他（ ）

基準①

すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象の部位	該当箇所に○		
眼		眼の機能に著しい障害を有するもの又は視力が0.04かつ他方の眼の視力が0.04未満のもの	○ 高額かつ長期に該当する方 ・①高額かつ長期に <input checked="" type="checkbox"/> ・添付書類に○をつける
聴器		聴覚機能に著しい障害を有するもの	
上肢		両上肢の機能に著しい障害を有するもの	※「高額かつ長期」とは、医療費総額が5万円を超える月が直近の12か月以内で6か月以上ある場合
		両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指の機能を全く廃したものであるもの	
下肢		両下肢の機能に著しい障害を有するもの	
		両下肢を足関節以上で欠くもの	○ 重症患者認定基準に該当する方 ・②重症度に <input checked="" type="checkbox"/> ・添付書類及び基準①又は基準②に○をつける
体幹・脊柱		1歳以上の児童において、体幹の機能に著しい障害を有するもの（1歳以上の児童において、歩行が安定しないもの又は、臥位若しくは座位にあり、歩行が安定しないものは補助によりはじめて立ち上がるもの）	※ 医療意見書の「小児慢性特定疾病 重症患者認定基準に該当」欄に「する」と記載されている場合
肢体の機能		身体の機能の障害又は長期にわたる（1年以上）の症状の状態と同程度以上の障害を有するもの（一上肢及び一下肢の機能を著しく喪失したものであるもの）	

基準②

基準①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合と認められる場合

疾患群	該当箇所に○	治療状況等の状態
悪性新生物		転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患		血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患		気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患		人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常		発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患		発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患		気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患		発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患		気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患		気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの